

新市建設計画（伊賀市まちづくりプラン）変更の概要

1. 計画変更の背景と趣旨

（1）計画の概要

新市建設計画は、旧上野市、旧伊賀町、旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町が合併した後の新市の発展や政策等の方向性を示すとともに、周辺地域も含めた広い地域の総合的な発展と振興をめざして伊賀地区市町村合併協議会において、2003（平成 15）年 12 月に策定された計画です。

現在では、計画全体の実質的な役割を自治基本条例や第 2 次伊賀市総合計画へと引き継いでいることから、合併特例債活用のための根拠計画としての運用にとどまっているところです。

（2）計画変更の背景

策定当初は、合併後 10 年間の計画でしたが、2012（平成 24）年 6 月 27 日に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され合併特例債の活用期間が 5 年間延長されたことから、本市においても新市建設計画を延長し、現在 2020 年 3 月 31 日までの計画として、合併特例債を活用した事業を実施しています。その後、2018（平成 30）年 4 月 25 日に同法律が改正され、合併特例債の活用がさらに 5 年間延長できることになりました。

本市においても、伊賀市の一体感を更に高めていくため、有利な財源である合併特例債の活用根拠となる新市建設計画を延長するものです。

【根拠法令：東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律】

2. 計画の変更

（1）計画変更の基本的な考え方

本市は、現在新市建設計画の理念を継承した第 2 次伊賀市総合計画を最上位計画に位置付け、行政運営の基本方針としていることから、今回の新市建設計画の変更は、合併特例債を起すことができる期間を延長する手続きに必要な次の項目のみの変更とします。

- ①計画期間 2019（平成 31）年度までの計画期間を 2 年延長し、2021 年度までとする。

②各数値 人口、世帯、産業等に関わる各数値について、2015（平成 27）年国勢調査の数値を追記するとともに推計値を変更する。

③財政計画 2019（平成 31）年度までの財政計画を2021 年度までとする。

【 計 画 期 間 】

